

**改正**

平成22年4月1日告示第54号

廃止 平成29年3月29日告示第55号

令和2年3月16日告示第32号

三次市小規模型放課後児童クラブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、地域が放課後児童クラブ事業（以下「事業」という。）を実施する場合に、市が行う補助金の交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において「放課後児童」とは、小学校1年生から3年生までの児童で、昼間保護者等の適切な監護を受けられないもの又はこれに準ずるものをいう。ただし、健全育成上必要があると認められる場合は、6年生までの児童とする。

(補助対象事業)

**第3条** 補助対象事業は、次の要件を満たし、かつ、市長が放課後児童の健全育成上必要と認めたものとする。

- (1) 1年を通じて、遊びなどを含めた生活の場としての放課後児童の健全育成活動を行うこと。
- (2) 放課後児童の就学時間等を考慮し、事業の実施時間及び実施日を定めること。ただし、事業の実施時間は1日3時間以上、実施日は年間200日以上とし、年度中途に開設及び廃止又は中止となる場合は、月17日以上とすること。
- (3) 放課後児童の登録数が、おおむね5人以上であること。
- (4) 事業の実施に当たっては、適性を有する指導員の確保と放課後児童の安全及び衛生に十分な配慮がなされていること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付対象となる経費は、人件費等の事業の実施に必要な経費とする。ただし、食料費は対象としない。

(補助の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内で次に定めるところの金額とする。

(1) 基本額は1クラブ当たり年額93万円を限度額とする。ただし、年度中途に開設及び廃止又は中止となる場合は、事業実施月当たり7万7,500円を限度額とする。

(2) 初年度設備費加算は1クラブ当たり年額50万円を限度額とする。ただし、事業開始の初年度のみ加算する。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、小規模型放課後児童クラブ事業実施計画書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

**第7条** 市長は、申請書の提出があったときは、規則第5条の規定によりその内容を審査し、交付を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第7条に定める決定通知書により通知する。

(変更交付申請)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助金の交付決定後、規則第6条第1号の規定により申請内容に変更が生じた場合は、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

**第9条** 補助事業者等は、事業が完了したときは、小規模型放課後児童クラブ事業実施時間調書（様式第2号）を、補助金の交付決定のあった翌年度の4月10日までに、又は年度の途中で事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内のいずれか早く到来する期限までに、市長に提出しなければならない。

(交付方法)

**第10条** 補助金は、補助事業者等が提出する小規模型放課後児童クラブ事業補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に基づき、次の規定により交付する。

(1) 概算払により交付を受けるときは、半期ごとに請求書を提出するものとし、請求書の提出を受けた日から30日以内に交付する。

(2) 前号によらず、一括して補助金を受けようとするときは、実績報告書の提出を受けた日から30日以内に交付する。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成22年告示第54号)

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則** (平成29年3月29日告示第55号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。(後略)

**附 則** (令和2年3月16日告示第32号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第94条から第116条までの規定は、令和2年3月30日から施行する。